

社会福祉法人吉野町社会福祉協議会

令和3年度事業計画（案）

【基本目標】

『ともに支え合い、地域で安心して暮らせる、笑顔あふれるまちづくり』

【基本方針】

近年、少子高齢化社会の進行や人口の減少、地域社会の機能の脆弱化等により、それに伴う人と人とのつながりの希薄化がすすみ、孤立死や自死、ひきこもり等の社会的孤立や経済的困窮等の生活困窮の問題、虐待や悪質商法等、地域における生活・福祉課題は深刻化し広がっています。こうした多様な課題へ対応していくには、公的な施策やサービスの枠組みだけでは充分に対応することは困難であるという認識のもとに、今こそ一人ひとりの住民が地域の生活・福祉課題に気づき・受け止め・その解決に向け提案・実践する住民主体の地域づくりに取り組んでいくことが必要です。そして、社会福祉協議会と行政は、共に福祉でまちづくりを推進するパートナーとして、吉野町の福祉力（さまざまな課題を地域で解決する力）を高めるために一層、連携・協働していくことが求められます。

社会福祉協議会は、基本目標である「ともに支え合い、地域で安心して暮らせる、笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指し、地域住民とともに、一緒に考えていくプロセスを大事にして住民主体の活動を支援しながら地域福祉の向上に取り組めます。

また介護サービス事業では、利用者の立場に立った、より質の高いサービスを提供し、住民誰からも信頼される事業者となるよう努めます。

【重点目標】

1. 社会福祉協議会の体制強化
2. 地域福祉事業の推進
3. 受託事業の運営
4. 介護事業の充実

【事業計画】

<地域福祉事業>

1. 地域福祉活動の推進

(1) 小地域ネットワーク活動の推進

身近な地域での支え合い活動を推進し、協働のしくみづくりを支援するため、民生委員・児童委員をはじめとする多様な地域関係者の連携と協働のもとで地域支え合い活動を推進します。

(2) 地域包括ケア推進のための基盤づくり

実施主体である町と連携して、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住民が主体となって進める活動を支援します。

(3) 小地域福祉活動推進事業

もともと身近な地域（顔が見える日常生活圏、小地域）で住民や団体等が主体的に力を発揮し、細やかな支え合いをすすめることで“暮らしの困りごと”を解決していくと同時に、地域のつながりを強めていくことができる。

そうした住民の営みとしての活動を行政や福祉専門職等と一緒に支え、協力しながら取り組んでいき、地域の特性に合った「地域福祉」を広げていきます。

(4) ふれあいの居場所づくり事業

町内各地域で、子どもから高齢者まで、男性女性問わず、地域住民の誰もが気軽に立ち寄れる居場所をつくることにより、社会的孤立の解消・防止につなげます。また、居場所が住民同士の見守りの場となり、身近な人のSOSに気づき、専門職へつなげられるよう展開していきます。

2. 生活支援体制整備事業（受託事業）

介護保険法のサービス提供主体の多様化と地域資源の充実に向け、吉野町から委託を受け、地域包括ケアシステム構築に向けた基盤づくりとして「よしのささえ愛会議（吉野町協議体）」を設置しています。

また、各地区で設立されている自治協議会に働きかけ、身近な圏域で地域住民が主体となって取り組む「ささえ愛」のまちづくりを進めていきます。

3. 地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備

(1) 地域力強化推進事業（受託事業）

人口減少・少子高齢化が進むなか、地域の担い手も高齢化し小地域での支え合いや課題発見、解決に向けた取り組みが今後ますます困難になってくることが予想されます。

コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチによる地域支援を中心に、地域の様々な相談や地域住民の身近な「気になる事」を安心して発見し相談できる体制を構築するなど、地域力の強化に向けた取り組みを行います。

(2) 多機関の協働による包括的な支援体制構築事業（受託事業）

制度の狭間や複合的な課題は、一つの相談窓口や公的制度では解決につなげられない問題が多くあります。行政機関はもちろん福祉施設や病院等の多機関とのネットワークを築き、解決に向けた包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを行います。

(3) 支援対象児童等見守り強化事業（受託事業）

新型コロナウイルス感染症の影響による長期間の外出自粛等をふまえ、子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見及び早期対応を推進するため、町内の関係機関及び住民と協働して定期的に食材等を届けアウトリーチによる見守り体制の構築を図る。（もぐハグ便）

4. ボランティア活動支援事業

ボランティア活動の活発な展開を支援し、ボランティア参加を促進するための体制整備に努めます。

- (1) ボランティアセンター活動事業
- (2) ふれあい郵便・ふれあい文通事業
- (3) ボランティア連絡協議会
- (4) ブックスタート事業
- (5) 傾聴ボランティア事業
- (6) ボランティア研修事業
- (7) 中学生の高齢者疑似体験、福祉施設での体験学習

5. 在宅福祉サービス事業

高齢者や障がい児・者等、支援が必要となった人々の自立生活を維持していき、公的サービスでは十分行き届かない部分をカバーするため、住民参加型で各種団体と連携して実施、開発を行います。

- (1) 訪問理美容サービス事業
- (2) 安心箱設置事業
- (3) 在宅高齢者給食サービス事業
- (4) 買い物ツアー事業

6. 共同募金事業

募金への理解を深めるため、民生・児童委員、区長会等の協力を得て、広く住民に周知し、援助活動を推進します。

- (1) 吉野町共同募金委員会
- (2) 一般共同募金配分金事業
- (3) 歳末たすけあい配分金事業

7. 奈良県日常生活自立支援事業（旧 地域福祉権利擁護事業）

判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の福祉サービスの利用について、利用者自身の意思を尊重し、円滑な福祉サービスの利用手続きや金銭管理等を援助します。

8. 心配ごと相談事業（人権相談・行政相談含む）

住民の多種多様な相談が解決されるよう、関係機関と連携して、指導助言や適切な相談機関を紹介します。

9. ふくし総合相談事業（出張開設含む）

「どこに相談していいかわからない」、「誰かに相談したい」等、町民の福祉に関する様々な相談を電話又は来所にてお受けし、問題解決の手助けができるよう情報提供、助言を行います。また、地域での出張サロン開設時に併設し、相談事業を行います。

10. 奈良県生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や要援護世帯の福祉増進ため、奈良県社協からの委託により、生活福祉資金貸付事業（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）を実施します。

11. 結婚支援事業「よしの縁結び」

町内の結婚を前向きに考えている独身者の結婚に対する夢を叶え、吉野で結婚し吉野で子育てする、定住促進人口増加にむけた着実な事業とします。

12. 民生児童委員協議会との連絡調整

社協の事業・活動を行う上で民生児童委員協議会との連携・協働が不可欠であり、協働活動と役割分担を明らかにしながら連携を密にし、地域福祉の向上に努めます。また、民生児童委員協議会の事務局を担います。

13. 当事者団体運営の支援

町老人クラブ連合会、町身体障害者福祉協会、町手をつなぐ育成会、町遺族会、町英霊にこたえる会、町母子福祉会の当事者団体に各種事業のサポートを行い、各種団体が自主運営できるよう支援します。

<居宅サービス事業>

1. 居宅介護支援事業
2. 訪問介護事業
3. 介護予防・日常生活支援総合事業
4. 障害福祉サービス事業（居宅介護事業）
5. 軽度生活支援事業
6. 介護予防居宅介護支援事業（受託事業）
7. 要介護認定訪問調査事業（受託事業）

<吉野町老人福祉センター事業>（指定管理）

吉野町より指定管理を受け、吉野町の高齢者福祉の拠点となるよう、吉野町老人福祉センターを運営・管理します。

各種サークル活動を行う中荘温泉クラブや日替りシェフによる食堂（ふれあいキッチン）など、町内の高齢者の憩いの場となるように運営します。

<公益事業>

吉野町デマンド交通運行事業

現在の吉野町地域公共交通は、コミュニティバスとして定時定路線での運行を実施しておりますが、より住民の利便性向上のためオンデマンド方式によるバス運行に移行していきます。

令和3年度は、現行のコミュニティバスと並行してオンデマンドバスの運行を開始しますが、住民の外出支援や見守り等社会福祉協議会の活動の一環として吉野町より委託を受け、運行及び予約センターの事業を行います。